

「従業員への賃金引上げ計画の表明書等の一部改正について」

「国有林野事業の工事及び調査等業務における総合評価落札方式による賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用の取扱いについて」及び「造林事業及び素材生産事業における総合評価落札方式による賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用の取扱いについて」を下記のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

1. 改正箇所

別紙1の1 従業員への賃金引上げ計画の表明書【大企業用】

別紙1の2 従業員への賃金引上げ計画の表明書【中小企業等用】

現 行 （留意事項）

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。
貴社がどちらかに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

改正後 （留意事項）

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。
貴社がどちらかに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第5項に該当する者は除く。

2. 適用年月日

令和7年7月1日以降の入札公告の申請書等の提出から適用。

3. その他

改正した表明書については、「公売・入札情報」の「契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等」に掲載してありますのでご利用ください。

契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等